

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます！

令和5年6月2日、戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下『改正法』）が成立し、同月9日に公布され、令和7年5月26日に施行されます。



これまで氏名のフリガナは戸籍の記載事項とされていませんでしたが、改正法によって、新たに「氏名のフリガナ」が戸籍に記載され、公証されることになります。

記載されるまでの流れ

主に、2通りの流れがあります。

- ① 本籍地の市区町村から「フリガナの通知」が届く ➡ フリガナの届出をする
➡ 届出後、順次戸籍に記載される
- ② 本籍地の市区町村から「フリガナの通知」が届く ➡ 通知されたフリガナが正しいので届出をしない ➡ 令和8年5月26日以降、戸籍に記載される

フリガナの通知

令和7年5月26日以降順次（下松市は7月頃に予定しています）、本籍地の市区町村から「戸籍に記載される予定のフリガナの通知書」が、原則として戸籍の筆頭者宛に郵送されます。

通知書は戸籍単位で作成し、同じ戸籍内で同じ住所の方へは4名まで一緒に記載され、郵送されます。（5名以上の場合、2通に分かれて届きます。）

また、同じ戸籍内で別住所の方へは、住所地ごとに郵送されます。

通知書を受け取ったら、必ず内容をご確認ください。

氏名のフリガナの届出

- ・通知書のフリガナがすべて正しいとき

➡届出手続きをしなくても大丈夫です

そのままのフリガナが、令和8年5月26日以降に戸籍に記載されます。

(それ以前に戸籍へのフリガナ記載を希望の方は、届出をすることも可能です。)

- ・通知書のフリガナが普段使用している読み方と異なるとき

➡正しいフリガナを届け出る手続きが必要です

この届出は令和8年5月25日までにしてください。その届出をもとに、正しいフリガナを戸籍に記載します。

拗音、促音(「ィ」「ャ」「ュ」「ョ」「ッ」等)についてもご確認ください。例えば、正しい読み方は「キョウコ」であるが、フリガナの通知書には「キヨウコ」と記載されている場合なども、訂正する届出が必要となります。

※なお、改正法の施行日(令和7年5月26日)以降に出生や帰化等によって新たに戸籍が作成される方は、出生届や帰化届等の届出時に併せてフリガナを届け出ることによって、フリガナが戸籍に記載されます。

フリガナの届出ができる人

「氏」と「名」とで、届出人が異なります。

また、対象者が15歳未満の場合の届出人は、親権者等の法定代理人です。

- ・氏のフリガナの届出人

➡戸籍の筆頭者

筆頭者が除籍されている場合はその配偶者

筆頭者も配偶者も除籍されている場合は在籍している子

(※除籍とは・・・婚姻や死亡等により戸籍から除かれること)

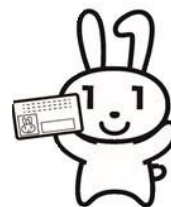
・名のフリガナの届出人

➡本人

ただし、対象者が15歳未満の場合の届出人は、親権者等の法定代理人となります。

届出方法

- マイナポータルを使用したオンライン届出
- 本籍地や住所地の市区町村窓口へ届書持参による届出
- 郵送による届出（本籍地の市区町村の担当課へ郵送）



以上3つの方法がありますが、窓口の混雑などお時間がかかる可能性がありますので、**マイナポータルを使用したオンライン届出にご協力ください。**

オンライン届出の流れ

1. マイナポータルの「振り仮名届出」のページから暗証番号（数字4桁）を入力し、ログインします。
2. 暗証番号（数字4桁）を入力し、本人情報の読み取りをします。
3. 表示された本籍と筆頭者氏名に誤りがないか確認します。
4. 届出対象となる氏や名にチェックをいれ、「選択したフリガナを修正する」を押します。
5. 「編集」を押して正しい振り仮名を入力します。
6. 届出対象者との代理関係を選択します。（ログイン者以外の届出を選択

した場合のみ表示されます。)

7. 同一戸籍内の全員の住所を入力します。ログイン者と住所が異なる場合は「編集」を押して修正します。
8. 連絡先を入力します。
9. 届出内容に誤りがないか確認します。
10. 確認事項へ同意する旨にチェックします。
11. 署名用電子証明書の暗証番号（英数字 6～16 桁）を入力し、届出情報を送信します。

届出内容に不備があった場合はマイナポータルでお知らせします。

マイナポータルの「やること」ページから確認し、再度マイナポータルから申請してください。

窓口や郵送で届出する場合

氏の振り仮名の届書・名の振り仮名の届書とで、それぞれ様式が違うので、必要なものをダウンロードしてご使用ください（下松市のホームページにリンクを記載しています）。

注意！ 届書はA4 サイズのみ申請可能です。



その他必要書類

一般的な漢字の読みに該当しないフリガナを届出する場合、普段その読み方を使用していることが分かる資料で確認させていただくことがあります。

➡パスポート・預金通帳など

※窓口で届出の際は、通知ハガキをご持参いただくと審査がスムーズに進みます。

市区町村長によるフリガナの記載

改正法の施行日から1年以内（令和7年5月26日から令和8年5月25日まで）に届出が無かった場合、管轄法務局長の許可を得て、通知書に記載されたフリガナを戸籍に記載します。もし普段使用している読み方と異なるフリガナが記載された場合、1回に限り氏や名のフリガナの変更届出ができます。

※すでに届出したフリガナを変更したい場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

戸籍にフリガナが記載されることの効果

戸籍に氏名のフリガナが記載されることで、以下の効果が期待されます。

・行政のデジタル化 基盤整備の促進

➡データベースの検索が楽に

行政機関が保有する氏名情報の多くは漢字で表記されていますが、同じ漢字でも様々な字体があるほか、外字が使用されている場合にはデータベース化の作業も複雑で、特定の者の検索に時間を要していました。氏名のフリガナが戸籍上一つに特定されることで、検索等が容易になり、誤りを防ぐことにもつながります。

・本人確認情報としての利用

➡本人確認がより正確に

フリガナが戸籍に記載されることにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として用いることができるようになるほか、正確に氏名を呼称することが可能な場面が多くなります。

・各種規制の潜脱行為の防止

➡悪用の防止

金融機関等において氏名のフリガナが本人確認のために利用されている場合、複数のフリガナを使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするケースがありましたが、氏名のフリガナが戸籍上一つに特定されることで、このような規制の潜脱行為を防止することができます。

関連情報

住民票に記載されているフリガナが記載されなくなります！

現在、下松市の住民票には便宜上保有するフリガナが記載されていますが、施行日の令和7年5月26日（月）以降は記載されなくなります。（外国人の方を除く。）

戸籍に振り仮名が記載されると、住民票にも順次、振り仮名が記載されます。

お問い合わせ先

下松市市民課 戸籍等振り仮名窓口

〒744 - 8585

山口県下松市大手町三丁目3番3号

電話番号 0833-45-1770

